

本部長指示

- 令和元年6月に発生した2歳の女の子が亡くなるという大変痛ましい事案から丸3年が経過したが、この事案から得た教訓や外部評価をもとに、二度とこのような事案が起きないように、全力で取り組んでいかなければならない。
- そのためには、本日報告を受けた取組を着実に進めていくことが必要であり、中でも、児童虐待防止の核となる児童相談所や家庭児童相談室職員をはじめ、保健師や生活保護課の職員など、子どもとその保護者に関わる全ての職員について、児童虐待防止に関する気づきの感度や、知識・技術の更なる向上を図り、信頼される専門職集団を育てていくことが重要となる。
- そこで、札幌市が一体となって職員の人材育成を進めていくために、児童虐待防止に従事する職員が持つべき理念や行動の方向性を明確に示し、関係する職員全員がそれを共有できるよう、組織横断的な常設の検討の場を設置し、外部の専門家の意見も踏まえながら、職員の育成ビジョンの策定を進めていくことを指示する。
- 併せて、児童相談所や家庭児童相談室の職員のほか、福祉コースの職員、保健師など、職種や職場ごとの個別の人材育成の方針について検討を進めるとともに、児童虐待防止に関わる複数の部局の職員が重層的に関わることができるよう、研修体系を含め、札幌市全体で職員の人材育成の取組を進めていくことを指示する。